

川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議

規約

(名称)

第1条 本会議は、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、川辺川の流水型ダムにおける更なる環境への影響の最小化に向けた検討及び環境保全措置の具体化並びに川辺川の環境再生や創出に向けた取組について、有識者から助言をいただき、環境保全措置や河川整備に反映することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 必要に応じ、事務局は委員を追加できる。
- 3 必要に応じ、事務局は部会等を設置し、個別に検討を行うことができる。

(会議)

第4条 会議は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合、別表の委員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 会議は、目的に応じた別表の委員以外の有識者に対して、意見聴取を行うことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、本規約施行日から、川辺川の流水型ダム完成までとする。ただし、会議が必要と認めた場合は、変更することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所及び熊本県土木部河川港湾局河川課とする。

- 2 事務局は会議の運営を行う。

(公表)

第7条 会議の公開方法等については、別途定める公開要領のとおりとする。

(規約の改正)

第8条 会議はこの規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、令和7年6月13日から施行する。

川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議 委員 名簿

担当分野	委員氏名	現 職
魚類	鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授
流域水管理	後藤 岳久	中央大学研究開発機構 准教授
鳥類	坂梨 仁彦	ビオリサーチくまもと 代表
土砂水理	竹村 吉晴	中央大学研究開発機構 准教授
人と自然との触れ 合いの活動の場	田中 尚人	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
景観	星野 裕司	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
水環境	皆川 朋子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
底生動物、クモ類、 洞窟性動物	村田 浩平	東海大学農学部 教授
哺乳類、両生類、 爬虫類	山根 明弘	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
植物	渡邊 将人	熊本大学研究開発戦略本部技術部門 技術専門職員

(敬称略 五十音順)

オブザーバー

国土交通省 八代河川国道事務所
熊本県 球磨川流域復興局

川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議

公開要領

(目 的)

第1条 本要領は、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」における公開方法等について、必要な事項を定めるものである。

(会議の公開)

第2条 会議、会議資料、議事録は、原則として公開する。ただし、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表することが適切ではない場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。なお、公開、非公開の判断については、事務局が決定するものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1) 傍聴者は、一般傍聴者と報道関係者とする。
- 2) 一般傍聴は、ウェブ傍聴を基本とするが、会議の開催場所や議題に応じて事務局が判断するものとする。また、会議で設置した傍聴者数を超える傍聴者が認められた場合は抽選とする。
- 3) 傍聴者は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、事務局の指示に従い速やかに退場しなければならない。
- 4) 傍聴者は、静粛を旨とし、事務局の指示に従わなければならない。
なお、事務局は、次の事項に違反した傍聴者を退場させることができる。
 - ① 会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
 - ③ プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - ⑤ 携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
 - ⑥ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ⑦ その他、会議の秩序を乱し妨害となるような行為はしないこと。
- 5) 次に該当する者は、傍聴を認めない。
 - ① 刃物等、危険物を携帯している者。
 - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者。
 - ④ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(会議資料等)

第4条 会議資料及び議事録は、非公開に該当するものを除き、川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事録は、作成後、委員に照会の上、公開するものとする。

なお、会議において公開された会議資料等についても希少種（重要な種）の保護等の観点から種名やその生息箇所特定に繋がるような情報等に関しては、マスキング又は削除等を行った後にウェブサイトで公開するものとする。

(その他)

第5条 この公開要領に定めのない事項については、事務局の判断によりその是非を決定するものとする。

附 則

この公開要領は、令和7年6月13日より適用する。